
樫井川水系 河川整備計画（変更原案）について

前回審議会での委員指摘事項

	本文 頁	箇所	指摘事項	内容
			対応方針	内容
①	1	第1節 流域及び河川の概要 1.流域の概要	指摘事項	流域面積の重複する記載の修正
			対応方針	修文（重複している流域面積の記載を削除）
②	1	第1節 流域及び河川の概要 1.流域の概要 図- 1.1	指摘事項	P6～7河川の特徴の写真の橋梁位置を流域図に記載
			対応方針	図- 1.1修正（橋梁位置；櫛井川母山橋、新家川野口大橋を追記）
③	4	第1節 流域及び河川の概要 2.流域 の特性 4)歴史・文化・観光	指摘事項	日根荘大木の重要文化的景観について水の確保に関する内容を追記
			対応方針	修文（大木地区の農村景観と櫛井川の関わりを追記）
④	7	第1節 流域及び河川の概要 3.河川の特徴 (2)新家川	指摘事項	河川特性について記載の修正
			対応方針	修文（記載を修正）
⑤	8 12 13	P8：第2節 河川整備の現状と課題 1.治水の現状と課題 P12、P13：第4節 河川整備の目標 1.洪水、高潮等による災害の発生 の防止または軽減に関する目標	指摘事項	耐震対策について記載の修正
			対応方針	修文（記載を修正）
⑥	12	第4節 河川整備の目標 1.洪水、高 潮等による災害の発生防止 ま たは軽減に関する目標	指摘事項	治水目標について記載の修正
			対応方針	修文（記載を修正）
⑦	13	第4節 河川整備の目標 3. 河川環境 の整備と保全に関する目標	指摘事項	イメージ図のような多自然川づくりを実施しないなら図を削除及び修文 簡易的な魚道の設置等具体的な記載に記載
			対応方針	修文（イメージ図削除、修文、簡易的な魚道の設置等具体的に記載）
⑧	14	第4節 河川整備の目標 4. 河川整備 計画の計画対象区間	指摘事項	河川環境の整備と保全について具体的に記載
			対応方針	修文（河川環境の整備と保全の対象を記載）

前回審議会での委員指摘事項

	本文 頁	箇所	指摘事項	内容
			対応方針	内容
⑨	15	第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 1. 洪水対策	指摘事項	整備断面例の色合いを修正
			対応方針	修正（図の色合い等の表現を修正）
⑩	16	第1節河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 3. 河川環境の整備と保全	指摘事項	河川環境の整備と保全について具体的に記載
			対応方針	修文（対策箇所の追記、記載の修正）
⑪	17	第1節河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 3. 河川環境の整備と保全	指摘事項	河川環境の整備と保全について具体的に記載
			対応方針	追記（洪水対策と同様の記載）
⑫	20	第2節河川の維持の目的、種類及び施行の場所 1. 河川管理施設 2. 許可工作物 3. 河川空間の管理	指摘事項	河川の維持について具体的に記載
			対応方針	追記（洪水対策と同様の記載）

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

指摘事項	対応
①流域面積の重複する記載の修正。 本文 P1 第1節 流域及び河川の概要 1.流域の概要	修文 （重複している流域面積の表記を削除）。
修正前（H27年度 第2回審議会資料）	修正後（案）
<p> 樫井川水系は、樫井川、新家川の2河川からなる二級水系で、<u>その流域は大阪府泉佐野市、泉南市、田尻町、和歌山県紀の川市にまたがり、流域面積は約59.56km²となっています。</u> </p> <p> 樫井川は、その源を和歌山県紀の川市の山中に発し、北西方向に流下し、<u>河口から上流約1.8kmで新家川と合流し泉南市において大阪湾に注ぐ、流域面積約59.56km²、流路延長約24.9km（うち指定延長16.3km）の二級河川です（図-1.1参照）。</u> </p> <p> 新家川は、その源を泉南市の山中に発し、北西方向に流下し、国道26号付近で樫井川と合流する、流域面積約11.70km²、流路延長約4.6km（うち指定延長4.4km）の二級河川です（図-1.1参照）。 </p>	<p> 樫井川水系は、樫井川、新家川の2河川からなる二級水系で、<u>その流域は大阪府泉佐野市、泉南市、田尻町、和歌山県紀の川市にまたがっています。</u> </p> <p> 同左 </p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

指摘事項	対応
<p>②P6～7河川の特徴の写真の橋梁位置を流域図に記載。 本文 P1 第1節 流域及び河川の概要 1.流域の概要 図-1.1</p>	<p>図-1.1修正 (橋梁位置；榎井川母山橋、新家川野口大橋を追記)。</p>
<p>修正前 (H27年度 第2回審議会資料)</p>	<p>修正後 (案)</p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

指摘事項	対応
<p>③日根荘大木の重要文化的景観について水の確保に関する内容を追記。 本文 P4 第1節 流域及び河川の概要 2.流域の特性 4)歴史・文化・観光</p>	<p>修文 （大木地区の農村景観と樫井川の関わりを追記）。</p>

修正前（H27年度 第2回審議会資料）	修正後（案）
<p>樫井川流域には、府内有数の縄文時代の遺跡である三軒屋遺跡、古墳時代の新家古墳群等の埋蔵文化財、熊野街道、意賀美神社（国指定重要文化財）等の歴史的地物・文化財があります。日根荘遺跡（国史跡）を中心とする日根荘大木の農村景観は、平成25年に大阪府で初めての「重要文化的景観」に指定されました。</p> <p>樫井川上流部には日本最古の霊場で知られる犬鳴山七宝滝寺や、摂社幸神社本殿が国指定重要文化財に指定されている火走神社があります。</p> <p>流域の下流部には樫井古戦場や海会寺跡等の史跡、中流部には慈眼院多宝塔や大井関公園等の名所があります。また、樫井川上流部の犬鳴山温泉付近は溪流の自然を求めて多くの人を訪れます。平成26年8月には、府営公園として19番目の泉佐野丘陵緑地が開園しました。</p>	<p>樫井川流域には、府内有数の縄文時代の遺跡である三軒屋遺跡、古墳時代の新家古墳群等の埋蔵文化財、熊野街道、意賀美神社（国指定重要文化財）等の歴史的地物・文化財があります。日根荘遺跡（国史跡）を中心とする日根荘大木の農村景観は、平成25年に大阪府で初めての「重要文化的景観」に指定されました。和泉地域は少雨の気候で、山間盆地に位置する大木地区では、水の確保が課題でした。限られた水資源を活かすため、樫井川に井堰を設け、用水路を整備し、農村景観を創り出してきました。中世から受け継がれた荘園由来の農村景観は、樫井川の整備等によってつくられてきた文化と言えます。</p> <p>同左</p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

指摘事項	対応
<p>④河川特性について記載の修正。 本文 P7 第1節 流域及び河川の概要 3.河川の特性 (2)新家川</p>	<p>修文 (記載を修正)。</p>
<p>修正前 (H27年度 第2回審議会資料)</p>	<p>修正後 (案)</p>
<p>主に掘込区間であり、川幅は<u>30~10m</u>で、単断面構造となっています。河床勾配は1/300~1/50程度で、河道内に発達した砂州には植生が見られます。一部では、家屋等が近接する箇所もありますが、多くは農地を流下し、広がりのある景観を呈しています (図-1.3写真①②参照)。<u>河道内はコンクリートブロック積の護岸が目立ち、取水堰の影響による湛水が目につきます</u> (図-1.3写真③参照)。</p>	<p>主に掘込区間であり、川幅は<u>10~30m</u>で、単断面構造となっています。河床勾配は1/300~1/50程度で、河道内に発達した砂州には植生が見られます。一部では、家屋等が近接する箇所もありますが、多くは農地を流下し、広がりのある景観を呈しています (図-1.3写真①②参照)。<u>河道内はコンクリートブロック積の護岸が多く人工的な景観を呈するとともに、取水堰の影響による河道内の湛水が目につきます</u> (図-1.3写真③参照)。</p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

指摘事項	対応
<p>⑤耐震対策について記載の修正。 本文 P8 第2節 河川整備の現状と課題 1.治水の現状と課題 P12、P13 第4節 河川整備の目標 1.洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標</p>	<p>修文 （記載を修正）。</p>
<p>修正前（H27年度 第2回審議会資料）</p>	<p>修正後（案）</p>
<p>P8 <u>河口部では、耐震性能照査の結果、上町断層等の直下型地震や東日本大震災を踏まえた南海トラフ巨大地震を受けても河川の平常時の最高水位で沿川が浸水することは想定されず、また近い将来に発生が予測されている東南海・南海地震等の海溝型地震に伴うL1（レベル1）津波に対しても浸水することは想定されません。</u></p> <p>P13 <u>河口部では、耐震性能照査の結果、上町断層等の直下型地震や東日本大震災を踏まえた南海トラフ巨大地震を受けても河川の平常時の最高水位で沿川が浸水することは想定されず、また近い将来に発生が予測されている東南海・南海地震等の海溝型地震に伴うL1（レベル1）津波に対しても浸水することは想定されないことから、現状の耐震性能を維持します。</u></p>	<p>P8 <u>河口部では、耐震性能照査の結果、地震による浸水については、上町断層等の直下型地震により堤防等の沈下が生じても、河川の平常時の最高水位に対して沈下後の堤防高の方が高いため、沿川が浸水することは想定されません。</u> <u>また、津波による浸水についても、近い将来に発生が予測されている東南海・南海地震等の海溝型地震により堤防等の沈下が生じても、地震に伴い発生する津波水位に対して沈下後の堤防高の方が高いため、沿川が浸水することは想定されません。</u></p> <p>P12、P13 <u>河口部の護岸・堤防において、地震対策は、直下型のL2（レベル2）地震動による堤防の沈下等を考慮したうえで、河川の平常時の最高水位により浸水が生じないことを目標とします。</u> <u>また、地震・津波対策は、海溝型のL2（レベル2）地震動による堤防の沈下等を考慮したうえで、L1（レベル1）津波の越流による浸水が生じないことを目標とし、L1（レベル1）津波を上回る津波に対しては、津波が堤防の天端を越流した場合であっても、護岸・堤防等の河川管理施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは、同施設が完全に流出した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目標とします。</u> <u>樫井川の河口部では、上町断層等の直下型地震が発生した時の河川の平常時の最高水位及び、東南海・南海地震等の海溝型地震が発生した時のL1（レベル1）及びL2（レベル2）津波により、沿川が浸水することは想定されないことから目標を達成しています。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

指摘事項	対応
<p>⑥治水目標について記載の修正。 本文 P12 第4節 河川整備の目標 1. 洪水、高潮等による災害の発生の防止 または軽減に関する目標</p>	<p>修文 （記載を修正）。</p>
<p>修正前（H27年度 第2回審議会資料）</p>	<p>修正後（案）</p>
<p>檜井川は、時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水で床上浸水以上の被害が想定されないことから、現状の治水能力を維持します。</p> <p>新家川は、<u>時間雨量50ミリ程度の降雨による洪水で床上浸水が想定されることから、事業効率等を考慮して、時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水で床上浸水を防ぐことを当面の治水目標とします。</u></p>	<p>同左</p> <p>新家川は、<u>事業効率等を考慮して、時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水で床上浸水を防ぐことを当面の治水目標とします。</u></p>

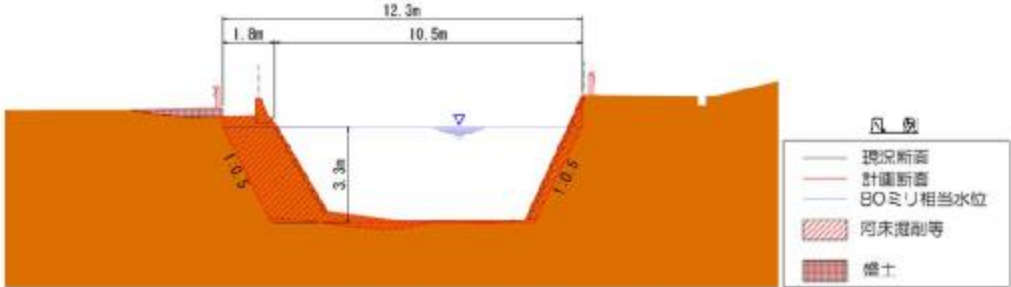
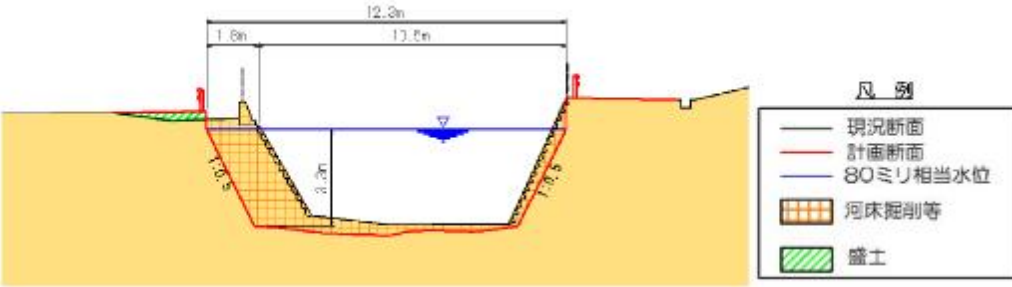
前回審議会での委員指摘事項と対応方針

指摘事項	対応
<p>⑦イメージ図のような多自然川づくりを実施しないなら図を削除及び修文。簡易的な魚道の設置等具体的に記載。 本文 P13 第4節 河川整備の目標 3. 河川環境の整備と保全に関する目標</p>	<p>修文 (多自然川づくりイメージ図削除、修文、簡易的な魚道の設置等具体的に記載)。</p>
<p>修正前 (H27年度 第2回審議会資料)</p>	<p>修正後 (案)</p>
<p>第一に、河川工事実施に際しては、河川全体の自然の営みを視野に入れたうえで、「河岸やみお筋の保全」「上下流の生物移動の連続性確保」、「周囲の景観との調和」など河川毎の特性に応じ、多自然川づくり(15)を取り入れ、それぞれの河川が本来有している生物の生息・生育環境の保全・再生を目指します。</p> <p>第二に、河川に親しみ、ふれあい活動の場にするため、関係機関や地域住民と連携し、散策路や川に近づくための階段等の整備を図るなど、川と人との豊かなふれあい活動の場の維持・形成を目指します。</p> <p>第三に、豊かな河川環境は重要な地域資源であり、良好な景観を維持・形成するため、景観に配慮した材料を採用するなど、周辺環境との調和を目指します。また、関係機関や地域住民と連携し、地域住民が愛着を持てる空間づくりに努めます。</p> <p>第四に、水質について、下水道等の関係機関や、地域住民と連携し、より一層の改善を目指します。また河川で活動している地域住民やNPO等と連携し、河川美化、環境教育などにより水質の改善を目指します。</p> <div data-bbox="403 981 851 1204" data-label="Image"> </div> <p>図-1.4 多自然川づくりイメージ図</p> <p>榊井川水系では、多くの水生生物等が生息しており、良好な自然環境が残っています。特に広い川幅を有する榊井川では、回遊性魚類を含めた水生生物の移動について、縦断的な上下流の連続性の確保を目指します。また、瀬や淵などの河川特有の自然環境が残る箇所について、今後の維持管理等の際にはそれらの保全を目指します。</p> <p>併せて、現在の良好な景観の保全を旨すとともに、広い高水敷を有する榊井川の河口～榊井川橋付近で、地域住民のニーズに応じて、高水敷の利活用と合わせて親水性の向上を目指します。</p>	<p>(1)水質 榊井川の兎田橋より上流で環境基準の達成を旨すとともに、下水道等の関係機関や、地域住民との連携及び河川で活動している地域住民やNPO等と連携し、河川美化、環境教育などにより一層の改善を旨とします。</p> <p>(2)空間利用 榊井川の中流・上流部のアドプト・リバー・プログラム等の活動地域では、地域住民等のニーズに応じて河道内へのアクセスの改善を旨とします。併せて広い高水敷を有する榊井川の河口～新兎田橋付近で、地域住民等のニーズに応じて高水敷の利活用を図り、地域住民が愛着を持てる空間の形成を旨とします。</p> <p>(3)自然環境 榊井川水系では、多くの水生生物等が生息しており、良好な自然環境が残っています。特に広い川幅を有する榊井川では、回遊性魚類を含めた水生生物の移動に配慮し、可能な限り下流から、落差工や利水関係者の協力が得られる等の取水堰について簡易的な魚道等の設置を検討するなど上下流の生物移動の連続性確保を旨とします。また水系全体で瀬や淵、みお筋などの河川特有の自然環境が残る箇所についても、それらの保全を旨とします。</p> <p>(4)景観・親水性 榊井川水系全体で、緑の多い自然空間や里山の景観など、現在の良好な景観の保全を旨とします。特に広い高水敷を有する榊井川の河口～新兎田橋付近で、地域住民等のニーズに応じて、高水敷の利活用と合わせて、親水性の向上を図り、河川に親しめる場の形成を旨とします。</p> <p>左図及び左図以降の文章削除</p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

指摘事項	対応
<p>⑧河川環境の整備と保全について具体的に記載。</p> <p>本文 P14 第4節 河川整備の目標 4. 河川整備計画の計画対象区間</p>	<p>修文 (河川環境の整備と保全の対象を記載)。</p>
<p>修正前 (H27年度 第2回審議会資料)</p>	<p>修正後 (案)</p>
<p>本計画の対象は、櫛井川、新家川の二級河川指定区間とします。</p> <p>そのうち、治水対策については、新家川のJR阪和線下流から新家川橋上流の約0.1kmの区間で実施します。</p> <p><u>なお、維持管理等については、櫛井川、新家川の二級河川指定区間で実施します。</u></p>	<p>同左</p> <p><u>また、河川環境の整備と保全については、主に櫛井川の二級河川指定区間を対象とし、維持管理等については、櫛井川、新家川の二級河川指定区間で実施します。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

指摘事項	対応
<p>◎整備断面例の色合いを修正。 本文 P15 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 1. 洪水対策</p>	<p>修正 (図の色合い等の表現を修正)。</p>
<p>修正前 (H27年度 第2回審議会資料)</p>	<p>修正後 (案)</p>
 <p>図-2.2 整備断面例 (JR 阪和線橋梁付近)</p>	

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

指摘事項	対応
<p>⑩河川環境の整備と保全について具体的に記載。 本文 P16 3. 河川環境の整備と保全</p>	<p>修文 (対策箇所の追記、記載の修正)。</p>
<p>修正前 (H27年度 第2回審議会資料)</p>	<p>修正後 (案)</p>
<p>(1) 水質の改善 環境基準を満足することはもとより、生物の生息・生育環境を保全するため、<u>泉佐野市、泉南市、田尻町における行政指導や下水道施設整備・接続の促進による水質改善に努めるとともに、地域住民、学校、NPO等と連携し、河川への生活排水による河川への負担軽減に向けた環境学習、啓発活動等を進めることにより、更に水質の改善に努めます。</u></p> <p>(2) 空間利用 今後の維持管理等の際には、<u>アドプト・リバー・プログラム等の活動時における河道内へのアクセスの改善など地域住民のニーズに応じて、河川空間の利用の向上に努めます。また、高水敷を有する樫井川の下流部では、地域住民のニーズに応じて、関係機関等と連携し、地域住民が愛着を持てる空間として高水敷の利活用が図れるよう努めます。</u></p> <p>(3) 自然環境 農業用の取水堰や落差工等の河川横断構造物の利用実態の把握に努め、<u>維持補修等の機会や、利用実態のない取水堰の撤去や落差工の改善と合わせて、関係機関と連携し、回遊性魚類等の水生生物に配慮するため、可能な限り下流から順に魚道を設置するなど上下流の連続性の確保に努めます。その際には、水生生物の生息・生育状況の調査を行い、自然環境や景観に配慮し、適切な対策を行います。</u> <u>上流部の瀬や淵などの河川特有の自然環境が残る箇所については、今後の維持管理等の際には、河床の平坦化を避け、瀬や淵の形成に配慮するなど、可能な限り、自然環境の保全を図り、動植物の生息・生育環境の保全・再生に努めます。</u></p> <p>(4) 景観・親水 現在の良好な景観の保全に努めます。また、<u>広い高水敷を有する樫井川の河口～樫井川橋付近で、地域住民のニーズに応じて、高水敷の利活用と合わせて、今後の維持管理等の際には親水性の向上に努めます。</u></p>	<p>(1) 水質の改善 樫井川の<u>兎田橋上流で環境基準を達成することはもとより、樫井川水系全体で生物の生息・生育環境を保全するため、泉佐野市、泉南市、田尻町における行政指導や下水道施設整備・接続の促進による水質改善に努めるとともに、地域住民、学校、NPO等と連携し、河川への生活排水による河川への負担軽減に向けた環境学習、啓発活動等を進めることにより、更に水質の改善に努めます。</u></p> <p>(2) 空間利用 樫井川の中流・上流部では、<u>今後の維持管理等の際には、アドプト・リバー・プログラム等の活動時における河道内へのアクセスの改善など地域住民等のニーズに応じて、河川空間の利用の向上に努めます。また、高水敷を有する樫井川の下流部では、地域住民等のニーズに応じて、関係機関等と連携し、地域住民が愛着を持てる空間として高水敷の利活用が図れるよう努めます。</u></p> <p>(3) 自然環境 樫井川では、<u>水生生物の移動に配慮するため、水生生物の生息・生育状況の調査を行い、特に回遊性魚類の種類、移動範囲等の把握に努めます。一方、農業用の取水堰や落差工等の河川横断構造物の利用実態の把握に努め、今後の維持補修等の機会や、取水堰や落差工の改善の際には上下流の連続性の確保に努めます。また、それ以外の落差工や取水堰においても、回遊性魚類等の調査結果に基づき、簡易的な魚道等の設置について、設置箇所や構造などの検討を行い、関係する利水関係者と調整を行ったうえで、可能な限り下流から設置するなど上下流の連続性の確保に努めます。</u> <u>樫井川水系全体で瀬や淵、みお筋などの河川特有の自然環境が残る箇所については、今後の維持管理等の際に、河床の平坦化を避け、みお筋の保全、瀬や淵の形成に配慮するなど可能な限り自然環境の保全を図り、動植物の生息・生育環境の保全・再生に努めます。</u></p> <p>(4) 景観・親水性 樫井川水系全体で、<u>今後の維持管理等の際には、緑の多い自然空間や里山の景観など、現在の良好な景観の保全に努めます。特に、高水敷を有する樫井川の河口～新兎田橋付近で、今後の維持管理等の際には、地域住民等のニーズに応じて、高水敷の利活用と合わせて、親水性の向上に努めます。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

指摘事項	対応																														
⑪河川環境の整備と保全について具体的に記載。 本文 P17 3. 河川環境の整備と保全	追記 （洪水対策と同様の記載）。																														
修正前（H27年度 第2回審議会資料）	修正後（案）																														
記載なし	<div data-bbox="1254 422 2049 869" data-label="Table"> <p>表-2.2 環境整備対象区間と整備内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備項目</th> <th>整備区間</th> <th>延長</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1) 水質の改善</td> <td>櫻井川 河口～鬼田橋</td> <td>約4.3km</td> <td rowspan="3">市町による行政指導や下水道施設整備・接続の促進、環境学習、啓発活動等を進めることにより、更に水質の改善に努めます。 上記の活動等を進めることにより、環境基準の達成に努めます。</td> </tr> <tr> <td>新家川 府管理区間</td> <td>4.4km</td> </tr> <tr> <td>櫻井川 鬼田橋～</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 空間利用</td> <td>櫻井川 河口～新鬼田橋</td> <td>約4.1km</td> <td rowspan="2">維持管理等の際に、住民等のニーズに応じて高水敷の活用が図れるよう努めます。 維持管理等の際に、消滞等の活動箇所で河道内へのアクセス改善など、住民等のニーズに応じて河川空間の活用が図れるよう努めます。</td> </tr> <tr> <td>新鬼田橋～ （現時点のアドバト・フバー・ブロードラム等の設置箇所）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 自然環境</td> <td>櫻井川 府管理区間</td> <td>16.3km</td> <td rowspan="2">水生生物の移動に配慮するため、生息状況等の調査を行い、その結果に基づき、簡易的な魚道等の設置について検討し、上下流の連続性の確保に努めます。 維持管理等の際に、瀬や淵などの自然環境が残る箇所について保全・再生に努めます。</td> </tr> <tr> <td>水系全体</td> <td>20.7km</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4) 景観・親水性</td> <td>水系全体 府管理区間</td> <td>20.7km</td> <td rowspan="2">現在の良好な景観の保全に努めます。 維持管理等の際に、治水敷の活用と合わせて、住民等のニーズに応じて親水性の向上に努めます。</td> </tr> <tr> <td>櫻井川 河口～新鬼田橋</td> <td>約4.1km</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1288 877 2027 1189" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="1512 1181 1780 1204" data-label="Caption"> <p>図-2.3 環境整備対象区間概要図</p> </div> <div data-bbox="1321 1212 1971 1412" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1388 1412 1881 1436" data-label="Caption"> <p>図-2.4 土のうやふとんかごによる簡易的な魚道のイメージ図</p> </div> <div data-bbox="1265 1444 2004 1468" data-label="Text"> <p>引用・加筆 左:国土交通省木津川上流河川事務所資料、右:ひょうご・人と自然の川づくり事例集2011(兵庫県)</p> </div>	整備項目	整備区間	延長	整備内容	(1) 水質の改善	櫻井川 河口～鬼田橋	約4.3km	市町による行政指導や下水道施設整備・接続の促進、環境学習、啓発活動等を進めることにより、更に水質の改善に努めます。 上記の活動等を進めることにより、環境基準の達成に努めます。	新家川 府管理区間	4.4km	櫻井川 鬼田橋～	—	(2) 空間利用	櫻井川 河口～新鬼田橋	約4.1km	維持管理等の際に、住民等のニーズに応じて高水敷の活用が図れるよう努めます。 維持管理等の際に、消滞等の活動箇所で河道内へのアクセス改善など、住民等のニーズに応じて河川空間の活用が図れるよう努めます。	新鬼田橋～ （現時点のアドバト・フバー・ブロードラム等の設置箇所）	—	(3) 自然環境	櫻井川 府管理区間	16.3km	水生生物の移動に配慮するため、生息状況等の調査を行い、その結果に基づき、簡易的な魚道等の設置について検討し、上下流の連続性の確保に努めます。 維持管理等の際に、瀬や淵などの自然環境が残る箇所について保全・再生に努めます。	水系全体	20.7km	(4) 景観・親水性	水系全体 府管理区間	20.7km	現在の良好な景観の保全に努めます。 維持管理等の際に、治水敷の活用と合わせて、住民等のニーズに応じて親水性の向上に努めます。	櫻井川 河口～新鬼田橋	約4.1km
整備項目	整備区間	延長	整備内容																												
(1) 水質の改善	櫻井川 河口～鬼田橋	約4.3km	市町による行政指導や下水道施設整備・接続の促進、環境学習、啓発活動等を進めることにより、更に水質の改善に努めます。 上記の活動等を進めることにより、環境基準の達成に努めます。																												
	新家川 府管理区間	4.4km																													
	櫻井川 鬼田橋～	—																													
(2) 空間利用	櫻井川 河口～新鬼田橋	約4.1km	維持管理等の際に、住民等のニーズに応じて高水敷の活用が図れるよう努めます。 維持管理等の際に、消滞等の活動箇所で河道内へのアクセス改善など、住民等のニーズに応じて河川空間の活用が図れるよう努めます。																												
	新鬼田橋～ （現時点のアドバト・フバー・ブロードラム等の設置箇所）	—																													
(3) 自然環境	櫻井川 府管理区間	16.3km	水生生物の移動に配慮するため、生息状況等の調査を行い、その結果に基づき、簡易的な魚道等の設置について検討し、上下流の連続性の確保に努めます。 維持管理等の際に、瀬や淵などの自然環境が残る箇所について保全・再生に努めます。																												
	水系全体	20.7km																													
(4) 景観・親水性	水系全体 府管理区間	20.7km	現在の良好な景観の保全に努めます。 維持管理等の際に、治水敷の活用と合わせて、住民等のニーズに応じて親水性の向上に努めます。																												
	櫻井川 河口～新鬼田橋	約4.1km																													

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

指摘事項	対応																																																																											
⑫河川の維持について具体的に記載。 本文 P20 1.河川管理施設 2.許可工作物 3.河川空間の管理	追記 （洪水対策と同様の記載）。																																																																											
修正前（H27年度 第2回審議会資料）	修正後（案）																																																																											
記載なし	<div data-bbox="1272 400 2040 871" data-label="Table"> <p style="text-align: center;">表-2.3 維持管理対象施設と実施内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>区間</th> <th>延長</th> <th>実施内容（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">堤防</td> <td>榎井川 河口～下付橋下流</td> <td>約4.9km</td> <td>除浪、土砂流出、植生繁茂等。</td> </tr> <tr> <td>新家川</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">護岸</td> <td>榎井川 下流部（～丹山東橋上流）</td> <td>約7.6km</td> <td>護岸前面土砂流出、護岸のクラック等。</td> </tr> <tr> <td>榎井川 上流部（丹山東橋上流～）</td> <td>約8.7km</td> <td>護岸の流出、護岸のクラック等。</td> </tr> <tr> <td>新家川 下流部（～高野橋）</td> <td>約2.9km</td> <td>護岸前面土砂流出等。</td> </tr> <tr> <td>新家川 上流部（高野橋～）</td> <td>約1.5km</td> <td>護岸の損傷、茶園、クワック等。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">河道</td> <td>榎井川 下流部（～丹山東橋上流）</td> <td>約7.6km</td> <td>土砂堆積、局所洗掘、植生繁茂等。堆積土砂は、生物の生育環境等に配慮しながら除去します。</td> </tr> <tr> <td>榎井川 上流部（丹山東橋上流～）</td> <td>約8.7km</td> <td>局所洗掘等。</td> </tr> <tr> <td>新家川 下流部（～高野橋）</td> <td>約2.9km</td> <td>土砂堆積、植生繁茂等。堆積土砂は、生物の生育環境等に配慮しながら除去します。</td> </tr> <tr> <td>新家川 上流部（高野橋～）</td> <td>約1.5km</td> <td>局所洗掘等。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他 （床止め、管理用通路・転落防止柵等）</td> <td>榎井川 下流部（～丹山東橋上流）</td> <td>約7.6km</td> <td>護床ブロックの流出、管理用通路柵のクラック、転落防止柵の損傷等。</td> </tr> <tr> <td>榎井川 上流部（丹山東橋上流～）</td> <td>約8.7km</td> <td>床止め不備、水甲きの損傷等。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">許可工作物</td> <td>榎井川 下流部（～高野橋）</td> <td>約2.9km</td> <td>護床ブロック流出、管理用通路柵のクラック・破損、転落防止柵の損傷等。</td> </tr> <tr> <td>新家川 府管理区間</td> <td>4.4km</td> <td>施設管理者に対し、施設の不備及び維持、修繕を奨励するよう指導します。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">河川空間の管理</td> <td>榎井川 府管理区間</td> <td>16.3km</td> <td>運送物、下作物の設置、不法投棄に対し、河川監視を行い、関係機関、地域住民等と協働で環境美化活動等を実施します。</td> </tr> <tr> <td>新家川 府管理区間</td> <td>4.4km</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="font-size: small;">※堤防、護岸、河道、その他の実施内容は平成25年度末時点の点検結果より既存の代表的な不具合内容を記載。今後、維持管理計画に基づき、既存及び新規の不具合箇所に対して適切な対策を実施する。</p> <div data-bbox="1234 911 2024 1091" data-label="Table"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>施設</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">榎井川</td> <td>堤防</td> <td>除浪、土砂流出、植生繁茂等。</td> </tr> <tr> <td>護岸</td> <td>護岸前面土砂流出、護岸のクラック等。</td> </tr> <tr> <td>河道</td> <td>土砂堆積、局所洗掘、植生繁茂等。堆積土砂は、生物の生育環境等に配慮しながら除去します。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>護床ブロックの流出、管理用通路柵のクラック、転落防止柵の損傷等。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">許可工作物</td> <td>府管理区間</td> <td>施設管理者に対し、施設の不備及び維持、修繕を奨励するよう指導します。</td> </tr> <tr> <td>河川空間の管理</td> <td>運送物、下作物の設置、不法投棄に対し、河川監視を行い、関係機関、地域住民等と協働で環境美化活動等を実施します。</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1317 1091 2047 1299" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1518 1305 1765 1327" data-label="Caption"> <p>図-2.5 維持管理対象区間概要図</p> </div> <div data-bbox="1420 1327 1845 1458" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1420 1458 1845 1481" data-label="Caption"> <p>図-2.6 平成25年度末時点で榎井川水系で確認される損傷等</p> </div>	施設	区間	延長	実施内容（※）	堤防	榎井川 河口～下付橋下流	約4.9km	除浪、土砂流出、植生繁茂等。	新家川	—	—	護岸	榎井川 下流部（～丹山東橋上流）	約7.6km	護岸前面土砂流出、護岸のクラック等。	榎井川 上流部（丹山東橋上流～）	約8.7km	護岸の流出、護岸のクラック等。	新家川 下流部（～高野橋）	約2.9km	護岸前面土砂流出等。	新家川 上流部（高野橋～）	約1.5km	護岸の損傷、茶園、クワック等。	河道	榎井川 下流部（～丹山東橋上流）	約7.6km	土砂堆積、局所洗掘、植生繁茂等。堆積土砂は、生物の生育環境等に配慮しながら除去します。	榎井川 上流部（丹山東橋上流～）	約8.7km	局所洗掘等。	新家川 下流部（～高野橋）	約2.9km	土砂堆積、植生繁茂等。堆積土砂は、生物の生育環境等に配慮しながら除去します。	新家川 上流部（高野橋～）	約1.5km	局所洗掘等。	その他 （床止め、管理用通路・転落防止柵等）	榎井川 下流部（～丹山東橋上流）	約7.6km	護床ブロックの流出、管理用通路柵のクラック、転落防止柵の損傷等。	榎井川 上流部（丹山東橋上流～）	約8.7km	床止め不備、水甲きの損傷等。	許可工作物	榎井川 下流部（～高野橋）	約2.9km	護床ブロック流出、管理用通路柵のクラック・破損、転落防止柵の損傷等。	新家川 府管理区間	4.4km	施設管理者に対し、施設の不備及び維持、修繕を奨励するよう指導します。	河川空間の管理	榎井川 府管理区間	16.3km	運送物、下作物の設置、不法投棄に対し、河川監視を行い、関係機関、地域住民等と協働で環境美化活動等を実施します。	新家川 府管理区間	4.4km	—	河川	施設	実施内容	榎井川	堤防	除浪、土砂流出、植生繁茂等。	護岸	護岸前面土砂流出、護岸のクラック等。	河道	土砂堆積、局所洗掘、植生繁茂等。堆積土砂は、生物の生育環境等に配慮しながら除去します。	その他	護床ブロックの流出、管理用通路柵のクラック、転落防止柵の損傷等。	許可工作物	府管理区間	施設管理者に対し、施設の不備及び維持、修繕を奨励するよう指導します。	河川空間の管理	運送物、下作物の設置、不法投棄に対し、河川監視を行い、関係機関、地域住民等と協働で環境美化活動等を実施します。
施設	区間	延長	実施内容（※）																																																																									
堤防	榎井川 河口～下付橋下流	約4.9km	除浪、土砂流出、植生繁茂等。																																																																									
	新家川	—	—																																																																									
護岸	榎井川 下流部（～丹山東橋上流）	約7.6km	護岸前面土砂流出、護岸のクラック等。																																																																									
	榎井川 上流部（丹山東橋上流～）	約8.7km	護岸の流出、護岸のクラック等。																																																																									
	新家川 下流部（～高野橋）	約2.9km	護岸前面土砂流出等。																																																																									
	新家川 上流部（高野橋～）	約1.5km	護岸の損傷、茶園、クワック等。																																																																									
河道	榎井川 下流部（～丹山東橋上流）	約7.6km	土砂堆積、局所洗掘、植生繁茂等。堆積土砂は、生物の生育環境等に配慮しながら除去します。																																																																									
	榎井川 上流部（丹山東橋上流～）	約8.7km	局所洗掘等。																																																																									
	新家川 下流部（～高野橋）	約2.9km	土砂堆積、植生繁茂等。堆積土砂は、生物の生育環境等に配慮しながら除去します。																																																																									
	新家川 上流部（高野橋～）	約1.5km	局所洗掘等。																																																																									
その他 （床止め、管理用通路・転落防止柵等）	榎井川 下流部（～丹山東橋上流）	約7.6km	護床ブロックの流出、管理用通路柵のクラック、転落防止柵の損傷等。																																																																									
	榎井川 上流部（丹山東橋上流～）	約8.7km	床止め不備、水甲きの損傷等。																																																																									
許可工作物	榎井川 下流部（～高野橋）	約2.9km	護床ブロック流出、管理用通路柵のクラック・破損、転落防止柵の損傷等。																																																																									
	新家川 府管理区間	4.4km	施設管理者に対し、施設の不備及び維持、修繕を奨励するよう指導します。																																																																									
河川空間の管理	榎井川 府管理区間	16.3km	運送物、下作物の設置、不法投棄に対し、河川監視を行い、関係機関、地域住民等と協働で環境美化活動等を実施します。																																																																									
	新家川 府管理区間	4.4km	—																																																																									
河川	施設	実施内容																																																																										
榎井川	堤防	除浪、土砂流出、植生繁茂等。																																																																										
	護岸	護岸前面土砂流出、護岸のクラック等。																																																																										
	河道	土砂堆積、局所洗掘、植生繁茂等。堆積土砂は、生物の生育環境等に配慮しながら除去します。																																																																										
	その他	護床ブロックの流出、管理用通路柵のクラック、転落防止柵の損傷等。																																																																										
許可工作物	府管理区間	施設管理者に対し、施設の不備及び維持、修繕を奨励するよう指導します。																																																																										
	河川空間の管理	運送物、下作物の設置、不法投棄に対し、河川監視を行い、関係機関、地域住民等と協働で環境美化活動等を実施します。																																																																										